

自転車の安全で適正な利用の促進に 関する条例（仮称）について

令和元年9月12日

山梨県自転車ので安全で適正な利用の促進に関する条例骨子案

1 総則

(1) 目的

(2) 定義

(3) 基本理念

(4) 各主体の責務・役割

① 県の責務

② 自転車利用者の責務

③ 県民の役割

④ 事業者の役割

⑤ 交通安全団体の役割

2 自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策

(1) 自転車交通安全教育の実施等

① 県の交通安全教育

② 学校等における交通安全教育等

③ 家庭における交通安全教育等

(2) 自転車利用における安全確保

① 交通事故の防止のための措置等

② 点検整備及び防犯対策

③ 安全で適正な利用に係る情報提供

(3) 自転車損害賠償責任保険等への加入促進

① 自転車損害賠償責任保険等への加入

② 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等

③ 自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供等

3 その他

(1) 道路環境の整備

(2) 附則

論点 2 条例の定義

1 自転車利用者 県民、県外在住者、外国人を問わず、また、道路に限らず、公園や山林などを含む県内で自転車を利用する者

(考え方)

- ・ 県外からの自転車利用者も多く本県を訪れるため
- ・ 公道のみではなく、公園や山林での自転車安全適正利用も推進する必要があるため

(論点)

- ・ 県外からの自転車利用者も全て対象とするか
- ・ 公道のみとするか、あるいは、公園や山林なども含んで広く自転車安全適正利用を推進するか

(検討会議意見)

- ・ 自転車保険の条例化に関しては、日本各地で進んでいるが、例えば埼玉県のように、その県に遊びに来ていの方も含めてすべて保険に加入していることを条件とする県もある。山梨は他県からも乗りに来るので、そこまで踏み込んでやっていくのか、お住まいの方だけなのか

論点 3 自転車損害賠償責任保険等への加入、加入確認・情報提供

他県の自転車損害賠償責任保険等への加入に関する条例規定状況

	①保険への加入				②保険加入の確認				③保険情報の提供			
	自転車利用者 (未成年者除く)	自転車を利用する未成年を監護する保護者	従事者に自転車を利用させる事業者	自転車貸付事業者	小売業者	事業者	学校長等	自転車貸付事業者	小売業者	事業者	学校長等	自転車貸付事業者
義務づけ	9	7	8	7	6	0	0	2	1	0	0	1
努力義務	13	9	11	7	7	1	4	1	19	1	5	3
規定なし	0	6	3	8	9	21	18	19	2	21	17	18

※いずれも罰則規定なし

本県(案)	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	-	◎	○	○	◎
国の標準条例	◎	◎	◎	◎	○	○	-	-	○	○	○	○

(◎ 義務、○ 努力義務、- 規定なし)

論点3 自転車損害賠償責任保険等への加入、加入確認・情報提供

- 1 自転車を利用する者は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない
- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、利用に係る保険に加入しなければならない
- 3 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、利用に係る保険に加入しなければならない
- 4 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る保険に加入しなければならない

(考え方)

- ・ 自転車事故における被害者の保護のためには、保険への加入が重要であるため
- ・ 義務づけにより加入率の向上が見込まれるため

(論点)

- ・ 主体は、自転車を利用する者、保護者、事業者、自転車貸付事業者で良いのか
- ・ 自転車貸付事業者には、ホテルや旅館など無償で貸し付けている事業者を含むのか
- ・ 罰則のない義務づけ規定で良いのか。罰則に代わり実効性を確保する手段はないのか

(検討会議意見)

- ・ 保険に入っていたので補償ができたという話を聞くので、保険の必要性は強く感じている

論点3 自転車損害賠償責任保険等への加入、加入確認・情報提供

- 1 自転車小売業者は、自転車購入者に保険加入の有無を確認しなければならない
- 2 自転車小売業者は、自転車購入者が保険に加入していることを確認できないときは、保険加入に関する情報の提供を行わなければならない

(考え方)

- ・ 自転車安全整備士資格者を置かない量販店での販売割合が8割と高く、TSマーク付帯保険等の加入促進を図る必要があるため、国の標準条例よりも強い義務とする

(論点)

- ・ 義務づけにより自転車小売業者に負担を強いることになるが、義務づけの規定とするのか

(検討会議意見)

- ・ 販売の80%を占める大手スーパーや量販店は自転車安全整備士が少なく、保険加入（TSマーク）を勧めていないのが現状

論点3 自転車損害賠償責任保険等への加入、加入確認・情報提供

- 3 事業者は、通勤に自転車を利用する者に対し、保険加入の有無の確認に努めるものとする
- 4 事業者は、通勤に自転車を利用する者が保険に加入していることを確認できないときは、保険加入に関する情報の提供に努めるものとする

(考え方)

- ・ 事業者が、通勤に自転車を利用する従業員に対し、保険加入の有無の確認及び必要性等について説明することは、自転車損害賠償責任保険等の加入促進に重要であるため

(論点)

- ・ 努力義務の規定とするのか

- 5 自転車貸付事業者は、借受人に対し、当該自転車の利用に係る保険の内容に関する情報を提供しなければならない

(考え方)

- ・ インバウンド観光が増加する中で、安心してレンタサイクルを活用してもらうため、国の標準条例よりも強い義務とする

(論点)

- ・ 義務づけることで自転車貸付事業者に負担を強いることになるが、義務づけの規定とするのか

論点3 自転車損害賠償責任保険等への加入、加入確認・情報提供

6 学校長等（小中高）は、通学に自転車を利用する児童、生徒、保護者に対し、保険加入の有無の確認に努めるものとする

7 学校長等（幼小中高大専）は、自転車を利用する児童、生徒、学生、保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供に努めるものとする

（考え方）

- ・ 若年層からの安全適正利用の教育が重要であるため、学校長等による通学に自転車を利用する児童、生徒、保護者に対する保険加入の有無の確認について、国の標準条例に定めはないが、努力義務とする
- ・ 未成年者の自転車事故件数の割合は全体の50%近い状況であり、自転車を利用する児童、生徒、学生、保護者に対する保険に関する広報啓発は重要であるため、保険に関する情報提供を努力義務とする

（論点）

- ・ 学校長等（小中高）による、通学に自転車を利用する児童、生徒、保護者に対する加入の確認をさせるのか
- ・ 学校長等（幼小中高大専）による、自転車を利用する児童、生徒、学生、保護者に対する保険に関する情報提供を行うこととするのか
- ・ 努力義務の規定とするのか

（検討会議意見）

- ・ 義務教育課程や公立の高等学校は保険加入が少ないという話を聞いた。何か方策を作って条例化しないと難しいのではと思う
- ・ 保険は任意で入らせるのが一番いいのだろうけど、事故が多いということであれば学校が指導していかなければならないと思っている

論点4 ヘルメット着用規定

他県のヘルメット着用に関する条例規定状況

	利用者の着用	高齢者の着用	子どもへの着用					家族等の高齢者への助言	レンタサイクル事業者の利用者への助言	小売業者の購入者への助言
			同乗幼児	単独利用						
				小学生まで	中学生まで	中学生（通学利用）まで	監護する未成年者すべて			
義務づけ	0	0	3	0	1	1	0	0	0	0
努力義務	6	2	8	2	0	0	8	12	2	2
規定なし	16	20	11	10			10	20	20	

※具体的に「ヘルメット」の記載がない自治体も「安全利用のために必要な措置を講じる」「事故の被害を軽減するための器具の使用に努める」等の規定を設けている

※いずれも罰則規定なし

本県（案）	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

国の標準条例はいずれも規定なし

（○ 努力義務、- 規定なし）

論点4 ヘルメット着用規定

- ・ 児童や幼児を保護する責任のある者は、児童や幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない（道交法の規定）

（考え方）

- ・ 特に13歳未満の児童及び幼児については、自転車の転倒を予測し、自分自身で頭部を守る能力が低いことを考慮すると、ヘルメット着用効果が他の年齢層に比べてかなり期待できると考えられることから、道交法では、保護者による13歳未満の児童及び幼児への着用を努力義務としているため、同様に努力義務とする

（論点）

- ・ ヘルメット着用の対象について、道交法の対象を超えて、通学に利用する中学生への義務づけや、広く自転車利用者全てを努力義務と規定している県もあるが、どこまでの世代を規定するのか

（検討会議意見）

- ・ 中学校ではヘルメットをかぶらなければならない学校があるが、なぜ小学生からかぶれとならないのか。子どもの頃からそういう教育をしていけば大人になってもかぶるようになる。
- ・ 近所に広い公園があって、子どもに練習をさせているが、小学校未満の児童については一般道路は危険性が伴う

論点4 ヘルメット着用規定

- ・ 高齢者と同居する親族は、乗車用ヘルメットの着用を勧める等自転車の安全適正利用について必要な助言をするよう努めるものとする

(考え方)

- ・ 高齢者の事故は重症化に発展する恐れがあることや加齢を考慮した運転が重要であるため

(論点)

- ・ 努力義務の規定とするのか

(検討会議意見)

- ・ 高齢者の事故は、同じ事故でも、中学生などに比べ、命に関わったり、重症になることが多い。免許返納のことを考えると、高齢者の事故が増えるかもしれないことを頭に置きつつ、今後に向けて考えていかなければいけない

論点4 ヘルメット着用規定

- ・ ヘルメット着用に加え、幼児用座席へ幼児を乗車させる際にはシートベルトの着用、自転車を利用する幼児・児童には、発達段階に応じ、肘当て、膝当て、手袋その他被害を軽減させる器具の装着させる等安全上の措置を講ずるよう努める

(考え方)

- ・ 道交法で努力義務とされているヘルメットの着用に加え、シートベルトの着用や、肘当て等を装着させることは事故の被害軽減に資するため
(参考：「子どもを乗せた「幼児用座席付自転車の事故」に気を付けましょう～H30.5.9子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議リリース)

(論点)

- ・ ヘルメットに加え、事故の被害を軽減させる器具等の装着を努力義務の規定とするのか

(検討会議意見)

- ・ 同乗幼児に着用させるのはヘルメットだけでなく、シートベルトを努力義務でも入れていただけないかと思う。ベルトさえしていれば、ほとんどの子は怪我をしていない。